

令和4年海津市議会第3回定例会

◎議事日程(第4号)

令和4年9月22日(木曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第49号 令和4年度海津市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第3 議案第50号 令和4年度海津市クレール平田運営特別会計補正予算(第1号)
- 日程第4 議案第51号 令和4年度海津市月見の里南濃運営特別会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第52号 令和4年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第53号 令和4年度海津市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第54号 令和4年度海津市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第55号 令和4年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第56号 令和4年度海津市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第57号 令和4年度海津市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第58号 令和4年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第59号 令和4年度海津市介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第60号 海津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第61号 海津市役所職員互助会設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第62号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第63号 海津市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第64号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第65号 海津市介護老人保健施設等条例及び海津市特別養護老人ホーム等条例を廃止する条例について
- 日程第19 議案第66号 海津市立学校施設使用条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第67号 海津市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第21 議案第68号 財産の無償譲渡及び無償貸付について

- 日程第22 議案第69号 令和3年度海津市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第23 認定第1号 令和3年度海津市一般会計決算の認定について
- 日程第24 認定第2号 令和3年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定について
- 日程第25 認定第3号 令和3年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定について
- 日程第26 認定第4号 令和3年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算の認定について
- 日程第27 認定第5号 令和3年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第28 認定第6号 令和3年度海津市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第29 認定第7号 令和3年度海津市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第30 認定第8号 令和3年度海津市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第31 認定第9号 令和3年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算の認定について
- 日程第32 認定第10号 令和3年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定について
- 日程第33 認定第11号 令和3年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定について
- 日程第34 認定第12号 令和3年度海津市羽沢財産区会計決算の認定について
- 日程第35 請願第3号について
- 日程第36 請願第4号について
- 追加日程第1 副議長辞職の件
- 追加日程第2 副議長の選挙
- 追加日程第3 議会運営委員の選任について
- 追加日程第4 南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙について

◎出席議員（15名）

1番	古川理沙君	2番	片野治樹君
3番	北村富男君	4番	小粥努君
5番	里雄淳意君	6番	橋本武夫君
7番	二ノ宮一貴君	8番	伊藤久恵君
9番	浅井まゆみ君	10番	松岡唯史君
11番	藤田敏彦君	12番	川瀬厚美君

13番 服 部 寿 君
15番 伊 藤 誠 君

14番 水 谷 武 博 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市 長	横 川 真 澄 君	副 市 長	大 江 雅 彦 君
教 育 長	服 部 公 彦 君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	寺 村 典 久 君
総務部参事 未来創生マネージャー	柴 澤 亮 君	総務部参事 情報統括責任者(CIO) 補 佐 官	子 安 弘 樹 君
総務部次長兼 秘書広報課長	渡 辺 昌 代 君	市民環境部長	近 藤 三喜夫 君
健康福祉部長	近 藤 康 成 君	産業経済部長併 農業委員会 事務局局長	安 立 文 浩 君
産業経済部次長 (企業誘致担当)	菱 田 登 君	建設水道部長	中 村 勝 豊 君
教育委員会 事務局局長	大 橋 隆 幸 君	会計管理者兼 会計課長事務取扱	石 原 敏 彦 君
消 防 長	木 村 謙 二 君	総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局書記次長	伊 藤 聡 君
総 務 部 企画財政課長	山 崎 賢 二 君		

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	佐 野 正 美	議 会 事 務 局 議 会 総 務 課 長 兼 議 会 総 務 係 長 兼 議 事 調 査 係 長	中 島 浩 子
議 会 事 務 局 議 会 総 務 課 主 事	石 原 進 吾		

◎開議宣告

○議長（伊藤 誠君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤 誠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において9番 浅井まゆみ君、10番 松岡唯史君を指名します。

◎議案第49号 令和4年度海津市一般会計補正予算（第5号）から議案第68号 財産の無償譲渡及び無償貸付についてまで

○議長（伊藤 誠君） 次に、日程第2、議案第49号から日程第21、議案第68号までの20議案を一括議題とします。

さきに各常任委員会に審査が付託してありますので、ただいまから各委員長から審査結果の報告を求めます。

初めに、総務産業建設委員長 二ノ宮一貴君。

〔総務産業建設委員長 二ノ宮一貴君 登壇〕

○総務産業建設委員長（二ノ宮一貴君） では、委員会報告をさせていただきます。

海津市議会議長 伊藤誠様、令和4年9月21日、総務産業建設委員会委員長 二ノ宮一貴。委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第109条の規定により報告いたします。

議案番号、件名、結果の順に御報告させていただきます。

議案第49号 令和4年度海津市一般会計補正予算（第5号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第50号 令和4年度海津市クレール平田運営特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第51号 令和4年度海津市月見の里南濃運営特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第56号 令和4年度海津市水道事業会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第57号 令和4年度海津市下水道事業会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第60号 海津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第61号 海津市役所職員互助会設置に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第62号 海津市職員の給与に関

する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第63号 海津市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第64号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第67号 海津市過疎地域持続的発展計画の策定について、可決すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

議案第49号 令和4年度海津市一般会計補正予算（第5号）のうち本委員会の所管に属する事項、議案第67号 海津市過疎地域持続的発展計画の策定についての2議案に反対討論があり、審査・採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

なお、その他9案件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しましたことを併せて御報告いたします。

また、主な質疑として、議案第49号 令和4年度海津市一般会計補正予算（第5号）のうち本委員会の所管に属する事項の関係で、補正に係る34事業の原油・液化天然ガス等の価格高騰に伴う電気料金等の値上がりによる光熱費の増額について、当初予算に対して増加割合が違ふのはどのような理由かについての質疑があり、施設ごとに電気の種別が高圧・低圧の違いがあること、これまでの実績に基づく電気使用量の見込みがそれぞれ違ふためである旨の答弁がありました。

また、令和2年4月に電力会社を切り替えたが、切替えしなかった場合との比較についての質疑があり、一般会計の庁舎以外の高圧電力施設は平成24年から新電力会社へ切り替え、経費削減に一定の効果上げた。さらなる削減を図るため、令和2年4月からの庁舎の電力供給事業者について一般競争入札し、効果を上げることができた。そのことから、庁舎以外の全ての高圧電力施設についても、令和2年8月の電力供給事業者について一般競争入札を実施し、これにより令和2年、令和3年の2年間で約8,000万円の削減ができた。しかし、昨今の原油・液化天然ガス等の高騰により電気料金が大幅に値上がりしたことから、今回の補正に至った。新電力の切替えは平成24年から実施しており、入札しなくても同じように補正が必要となったと考えられる旨の答弁がありました。

また、農林水産業費、農林振興費の補助金の詳細についての質疑があり、新規就農者育成総合対策事業費補助金は、国の新規就農者に対する支援制度が令和4年度に見直しとなり、対象者の補助金受入れのため今回の予算措置となった。内容は、2つの事業から成り、経営発展支援事業は就農後の経営を支援するための機械や設備等、畜産では家畜の導入を支援するもので、対象はトマト農家3件、畜産農家1件で補助金額も異なる。また、経営開始資金については、対象はトマト農家2件で、最大で150万円を3年間、新規就農者に対し資金を交付するもの。収入保険加入支援補助金については、農業者が収入保険に加入することで災害やコロナ禍による収入減少に対して補填されるもので、新規加入者に対して1件2万円を

補助するものである旨の答弁がありました。

また、議案第67号 海津市過疎地域持続的発展計画の策定についての関係で、過疎対策事業債、過疎地域の指定からいつ外れるのかについての質疑があり、現行法では指定解除の規定がないため、旧平田町地域の人口が増加しても、令和13年までは過疎地域に指定され続ける。また、令和7年の国勢調査で、旧海津町地域、旧南濃町地域が新たに過疎地域に指定される可能性が高い。また、計画の中にある事業に対しては上限があるものの、過疎対策事業債が活用できる旨の答弁がありました。

以上で終わります。

○議長（伊藤 誠君） 続きまして、文教福祉委員長 伊藤久恵君。

〔文教福祉委員長 伊藤久恵君 登壇〕

○文教福祉委員長（伊藤久恵君） 報告をさせていただきます。

海津市議会議長 伊藤誠様、令和4年9月21日、文教福祉委員会委員長 伊藤久恵。
委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案番号、件名、結果の順に報告いたします。

議案第49号 令和4年度海津市一般会計補正予算（第5号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第52号 令和4年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第53号 令和4年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第54号 令和4年度海津市介護保険特別会計補正予算（第2号）、可決すべきもの。議案第55号 令和4年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第58号 令和4年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第59号 令和4年度海津市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第65号 海津市介護老人保健施設等条例及び海津市特別養護老人ホーム等条例を廃止する条例について、可決すべきもの。議案第66号 海津市立学校施設使用条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第68号 財産の無償譲渡及び無償貸付について、可決すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

ただいま報告しました10案件は、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しましたことを併せて報告いたします。

また、主な質疑として、議案第49号 令和4年度海津市一般会計補正予算（第5号）のうち本委員会の所管に属する事項の関係で、保健衛生費、予防接種事業の带状疱疹ワクチンの

接種見込み人数と助成割合の詳細について質疑があり、带状疱疹ワクチンは180人分を計上し、おおよそ2分の1の助成をするもの。また、子宮頸がんワクチンの対象年齢や周知方法等についての質疑があり、子宮頸がんワクチンについては、法改正により12歳から16歳であった対象が25歳まで拡大されたことから、対象者全員に通知し、過去に自費で任意接種された方には償還払いで対応する旨の答弁がありました。

小学校費、小学校施設の修繕工事の詳細についての質疑があり、東江小学校の2階、3階の廊下内壁の雨漏りによる修繕と、海西小学校多目的教室のエアコンが経年劣化による不具合が生じているため、更新工事を行う旨の答弁がありました。

社会教育費、テラス席設置工事設計委託料の詳細について質疑があり、海津図書館東側にベンチタイプの席を12脚程度並べ、南東部分にはあずまやを設置し、また散策道についても整備をする計画である旨の答弁がありました。以上でございます。

○議長（伊藤 誠君） 各委員長の報告が終わりました。

それでは、各委員長の報告に対する質疑を行います。

初めに、総務産業建設委員会付託案件の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、文教福祉委員会付託案件の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第49号 令和4年度海津市一般会計補正予算（第5号）について討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

10番 松岡唯史君。

〔10番 松岡唯史君 登壇〕

○10番（松岡唯史君） 議案第49号 令和4年度海津市一般会計補正予算（第5号）、反対。

私は、本議案について反対をします。理由は、スマートインターチェンジ整備事業に係る追加予算が含まれているからであります。

同事業につきましては、近隣に養老インターチェンジがあることや、スマートインターチェンジの設置場所、市内の道路事情等を勘案しますと、効果は限定的であると推測され、必要不可欠な事業なのか疑問であることから、同事業に反対の立場であるため、本議案に反対

をするものであります。

○議長（伊藤 誠君） 賛成討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） そのほか討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第49号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 誠君） 着座願います。

議員総数14名、起立13名、起立多数です。よって、議案第49号 令和4年度海津市一般会計補正予算（第5号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号から議案第66号までの討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君。

〔10番 松岡唯史君 登壇〕

○10番（松岡唯史君） 議長にお許しをいただきましたので、反対討論をさせていただきます。

議案第65号 海津市介護老人保健施設等条例及び海津市特別養護老人ホーム等条例を廃止する条例について、反対。

本議案は、海津市介護保険施設の民営化に当たってのものであり、施行日が来年4月1日となっております。しかし、9月20日付にて、海津市職員組合の執行委員長から同施設の民営化議案に関する慎重な審議を要望する旨の文書を頂きました。そこで、同執行委員長にこれまでの経緯や意向などを確認したところ、民営化をするにしても、来年4月にとというのは、職員が就職活動をしたり、今後の交渉をしたりするには時間がなく、急過ぎるといった趣旨のことを主張されました。これまで労働組合と市は2回交渉を行ったとのことですが、組合の要求の一部は受け入れられたものの、その他の求めには応じてもらえず、一方で本議案等が議決されないと詳細な説明や交渉などができないと聞いております。

私としましては、職員の方の今後の身分が保障され、円満に民営化に移行するのが望ましいと考え、施行日を遅らせる、つまり民営化を遅らせるべきであると判断し、本議案に反対するものであります。

なお、本市介護保険施設が民営化することに至ったのは、同施設の経営不振によるところが大きく、これは決して職員のせいではなく、あくまで非効率な運営や諸問題を解決してこなかった市の責任であります。そのことを踏まえて、今後職員の皆さんと誠実な交渉を行うことを併せて要望いたします。

○議長（伊藤 誠君） 議案第65号について、賛成討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） そのほか討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第65号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 誠君） 着座願います。

議員総数14名、起立者13名、起立多数です。よって、議案第65号 海津市介護老人保健施設等条例及び海津市特別養護老人ホーム等条例を廃止する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りします。議案第50号から議案第64号までと議案第66号の16議案につきまして一括採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号から議案第64号までと議案第66号の16議案につきましては一括採決します。

お諮りします。議案第50号から議案第64号までと議案第66号の16議案については、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号 令和4年度海津市クレール平田運営特別会計補正予算（第1号）、議案第51号 令和4年度海津市月見の里南濃運営特別会計補正予算（第1号）、議案第52号 令和4年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計補正予算（第1号）、議案第53号 令和4年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第54号 令和4年度海津市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第55号 令和4年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第56号 令和4年度海津市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第57号 令和4年度海津市

下水道事業会計補正予算（第1号）、議案第58号 令和4年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）、議案第59号 令和4年度海津市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）、議案第60号 海津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第61号 海津市役所職員互助会設置に関する条例の一部を改正する条例について、議案第62号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第63号 海津市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第64号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、議案第66号 海津市立学校施設使用条例の一部を改正する条例について、以上16議案は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第67号 海津市過疎地域持続的発展計画の策定についての討論を行います。
討論の通告がありますので、発言を許可します。

10番 松岡唯史君。

〔10番 松岡唯史君 登壇〕

○10番（松岡唯史君） 議長のお許しをいただきましたので、討論をさせていただきます。

議案第67号 海津市過疎地域持続的発展計画の策定について、反対。

私は、本議案について反対をします。

理由は、事業計画にスマートインターチェンジ整備事業が含まれているからであります。同事業につきましては、議案第49号の令和4年度海津市一般会計補正予算（第5号）の反対討論でも述べたように、近隣に養老インターチェンジがあることなどから、効果に疑問を持っており、同事業の推進に反対の立場であるため、同事業の含まれる海津市過疎地域持続的発展計画に反対するものであります。

○議長（伊藤 誠君） 賛成討論はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） ほかに討論はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第67号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 誠君） 着座願います。

議員総数14名、起立者13名、起立多数です。よって、議案第67号 海津市過疎地域持続的

発展計画の策定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号 財産の無償譲渡及び無償貸付についての討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君。

[10番 松岡唯史君 登壇]

○10番（松岡唯史君） 議長にお許しをいただきましたので、議案第68号 財産の無償譲渡及び無償貸付について反対討論をさせていただきます。

本議案は、来年4月からの海津市介護保険施設の民営化に伴うものであり、議案第65号海津市介護老人保健施設等条例及び海津市特別養護老人ホーム等条例を廃止する条例について述べましたように、私としては、職員の方の今後の身分が保障され、円満に民営化に移行するのが望ましいと考え、民営化を遅らせるべきであると判断し、本議案に反対するものであります。

○議長（伊藤 誠君） 賛成討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第68号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（伊藤 誠君） 着座願います。

議員総数14名、起立者13名、起立多数です。よって、議案第68号 財産の無償譲渡及び無償貸付については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第69号 令和3年度海津市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてから認定第12号 令和3年度海津市羽沢財産区会計決算の認定についてまで

○議長（伊藤 誠君） 続きまして、日程第22、議案第69号及び日程第23、認定第1号から日程第34、認定第12号までの13議案を一括議題といたします。

さきに決算特別委員会に審査が付託してありますので、ただいまから委員長から審査結果

の報告を求めます。

それでは、決算特別委員長 服部寿君。

〔決算特別委員長 服部寿君 登壇〕

○決算特別委員長（服部 寿君） それでは、委員会の審査報告をさせていただきます。

海津市議会議長 伊藤誠様、令和4年9月21日、決算特別委員会委員長 服部寿。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第109条の規定により報告いたします。

議案番号、件名、結果を読み上げさせていただきます。

議案第69号 令和3年度海津市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について、可決及び認定すべきもの。認定第1号 令和3年度海津市一般会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第2号 令和3年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第3号 令和3年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第4号 令和3年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第5号 令和3年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第6号 令和3年度海津市介護保険特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第7号 令和3年度海津市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第8号 令和3年度海津市下水道事業会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第9号 令和3年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第10号 令和3年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第11号 令和3年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第12号 令和3年度海津市羽沢財産区会計決算の認定について、認定すべきもの。

審査の経過を報告申し上げます。

9月13日と14日の2日間にわたり提出されました各会計の決算書等の各書類により、慎重に審査をいたしました。結果につきましては、ただいま御報告したとおりであります。議案1案件、全会一致で可決及び認定すべきもの、認定12案件、全て全会一致で認定すべきものと決定しましたことを併せて報告いたします。

審査の過程で様々な質疑がありましたが、総括質疑におきまして、令和3年度一般会計の実質収支が9億7,948万8,212円で、普通会計の実質単年度収支も10億円以上ということで、大幅な黒字で大変よいことではあるが、この要因は一過性のものか、市民サービスが行き渡っているのかについて質疑があり、大幅な黒字になった主な要因として、地方交付税が予算より大幅な増額となったことが上げられ、その内容として、令和3年度は国税収入の増額補

正による追加交付があったことや、令和2年度国勢調査での人口減少に伴う補正係数が増加したこと、地域デジタル社会推進費の創設などによると考えられる。追加交付については昨年度に限った一過性のものであるため、今後も厳しい財政状況であることに変わりはない。また、昨年度、実質収支比率が高くなった要因としては、決算見込みにおいて3%以内になるように見込んだものの、結果として差異があり、9%を超えることとなった。今年度は決算見込みの精度を高め、実質収支比率が高くないように取り組んでいく。

市民サービスについては、コロナの影響で自粛した事業もあるが、例年どおり事業を実施しており、サービスの低下はしていない旨の答弁がありました。

また、コロナ禍で自主財源である市税の落ち込み、高齢化や人口減少に伴う減収、コロナ禍終息後の市税の落ち込みに対する危機感等についての質疑があり、人口減少に伴う自主財源の落ち込みは否めないと考えている。令和3年度はコロナによる軽減措置で固定資産税が一時的に減収となったが、今年度は回復する見込みである。自主財源を確保するための施策として、今年度、企業誘致推進室、企業誘致関係部署の人員配置を手厚くし、現在、自主財源確保のための施策を行っている。さらには、財政に見合った支出の削減、均衡が取れた財政運営等、しっかり取り組んでいく旨の答弁がありました。

そのほか、財政調整基金等の資金運用についての質疑があり、公金管理運用委員会で諮り、財政調整基金を含む基金約60億円を一括運用している。毎年の歳入歳出を見込み、有利な債券を購入し、運用している旨の答弁がありました。以上でございます。

○議長（伊藤 誠君） 委員長の報告が終わりました。

それでは、決算特別委員会付託案件の質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

それでは、議案第69号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認めます。

お諮りします。議案第69号につきまして、委員長の報告のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号 令和3年度海津市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定については、可決及び認定することに決定しました。

続きまして、認定第1号から認定第12号まで討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 討論はないものと認めます。

お諮りします。認定第1号から認定第12号までの12議案につきましては一括採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第12号までの12議案については一括採決いたします。

お諮りします。認定第1号から認定第12号までの12議案につきまして、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号 令和3年度海津市一般会計決算の認定について、認定第2号 令和3年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定について、認定第3号 令和3年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定について、認定第4号 令和3年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算の認定について、認定第5号 令和3年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定について、認定第6号 令和3年度海津市介護保険特別会計決算の認定について、認定第7号 令和3年度海津市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、認定第8号 令和3年度海津市下水道事業会計決算の認定について、認定第9号 令和3年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算の認定について、認定第10号 令和3年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定について、認定第11号 令和3年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定について、認定第12号 令和3年度海津市羽沢財産区会計決算の認定について、以上12議案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

◎請願第3号について

○議長（伊藤 誠君） 続きまして、日程第35、請願第3号について議題といたします。

さきに総務産業建設委員会に審査が付託してありますので、ただいまから審査結果の報告を求めます。

総務産業建設委員長 二ノ宮一貴君。

[総務産業建設委員長 二ノ宮一貴君 登壇]

○総務産業建設委員長（二ノ宮一貴君） では、報告させていただきます。

令和4年9月21日、海津市議会議長 伊藤誠様、総務産業建設委員長 二ノ宮一貴。

請願審査報告書。

令和4年第3回定例会において本委員会に付託された案件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたから、会議規則第141条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、請願第3号。受理年月日、令和4年8月25日、付託年月日、令和4年9月6日、件名、消費税率を当面5%に引下げをを求める請願、請願者住所、岐阜県大垣市久徳町560、請願者氏名、西濃民主商工会会長 問山尚義。紹介議員、藤田敏彦、松岡唯史。

委員会の意見、今回議会に提出された本請願について、議会でその審査を本委員会に付託され、慎重に審査をした結果、消費税は今後増大が見込まれる社会保障関係経費に係る財源確保を目的としており、公平性・安定性の観点からも、財政健全化を進めながら社会保障制度を維持するために消費税率の維持が必要であること。また、政府は消費税率の引下げではなく、緊急対策による支援で事業や生活を支える努力をしているとの意見もあり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものとの結論に達した。

審査結果、不採択とすべきもの。以上です。

○議長（伊藤 誠君） 委員長の報告が終わりましたので、報告に対する質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより請願第3号について討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

総務産業建設委員会に付託した請願第3号については不採択とすべきもののため、討論は請願第3号に対し、最初に賛成の討論を行い、次に反対の討論を行います。

10番 松岡唯史君。

〔10番 松岡唯史君 登壇〕

○10番（松岡唯史君） 請願第3号 消費税率を当面5%に引下げをを求める請願、賛成。

私は、この請願を採択することに賛成であります。

日本共産党は、1989年、平成元年の消費税創設以来、一貫して消費税に反対をしてきており、応能負担・生計費非課税という税の原則に反する消費税は廃止すべきであると考えております。

一方で、このコロナ禍と物価高騰により国民の暮らしと営業が脅かされており、特に生活必需品の物価上昇に伴い、生活必需品の支出割合が高い低所得者ほど家計負担の増加率が高くなっています。さらに、企業物価指数も上昇しておりまして、コスト増で経営を圧迫しております。これが価格に転嫁されれば、ますます消費者物価が上昇することになります。

このような今の物価上昇は多くの品目に及んでいることから、ガソリン補助金などの小手先の対策では全くの不十分でありまして、この状況を打開する最も有効な対策は消費税減税

であると私は考えます。したがって、将来的には廃止することを目指しつつ、当面の緊急対策として消費税率を5%に引き下げること賛成をします。

○議長（伊藤 誠君） 次に、服部寿君。

〔13番 服部寿君 登壇〕

○13番（服部 寿君） 請願第3号 消費税率を当面5%に引下げをを求める請願について、政和会・清流クラブを代表して反対討論をさせていただきます。

発言の要旨。社会保障の安定財源確保のためには、消費税率の維持が必要と考え、本請願に反対するものであります。

社会保障は、人生の様々な段階でのリスクに対して社会全体で助け合い支え合おうという仕組みです。みんなが受益する社会保障の負担は、あらゆる世代で負担を分かち合いながら今の世代で賄う必要があります。消費税は現役世代など特定の世代に負担が集中せず、税収が景気などの変化に左右されにくく、企業の経済活動にも中立的であることから、社会保障の安定財源として適しています。

我が国は速いスピードで少子高齢化が進んでおり、現在の社会保障制度を次世代に引き継ぐためには安定的な財源の確保が必要であり、そのためには消費税率の維持が必要であると考えます。

政府は、原油価格高騰対策、エネルギー・原材料・食料等安定供給対策、コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援等の経済対策により、事業や生活を支える努力を続けるとしています。よって、本請願は不採択すべきものと取り扱うべきと考えます。

○議長（伊藤 誠君） ほかに討論はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結します。

ただいまから請願第3号 消費税率を当面5%に引下げをを求める請願について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものです。

お諮りします。請願第3号 消費税率を当面5%に引下げをを求める請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 誠君） 着座願います。

議員総数14名、起立2名、起立少数であります。よって、請願第3号 消費税率を当面5%に引下げをを求める請願は不採択とすることに決定しました。

◎請願第4号について

○議長（伊藤 誠君） 続きまして、日程第36、請願第4号についてを議題とします。

さきに総務産業建設委員会に審査が付託してありますので、ただいまから審査結果の報告を求めます。

総務産業建設委員長 二ノ宮一貴君。

〔総務産業建設委員長 二ノ宮一貴君 登壇〕

○総務産業建設委員長（二ノ宮一貴君） では、報告させていただきます。

令和4年9月21日、海津市議会議長 伊藤誠様、総務産業建設委員長 二ノ宮一貴。

請願審査報告書。

令和4年第3回定例会において本委員会に付託された案件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたから、会議規則第141条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、請願第4号。受理年月日、令和4年8月25日、付託年月日、令和4年9月6日、件名、消費税のインボイス制度実施延期を求める請願、請願者住所、岐阜県大垣市久徳町560、請願者氏名、西濃民主商工会会長 問山尚義。紹介議員、藤田敏彦、松岡唯史。

委員会の意見、今回議会に提出された本請願について、議会でその審査を本委員会に付託され、慎重に審査をした結果、インボイス制度は消費税が正確に納付されることを目的としており、公平な税負担を推進するために必要であることや、中小事業者がインボイス制度を導入するに当たり、経過措置や必要な経費の補助、納税事務負担に配慮するなどの措置が講じられることから、制度の実施を延期する必要はないとの意見もあり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものとの結論に達した。

審査結果、不採択とすべきもの。以上です。

○議長（伊藤 誠君） 委員長の報告が終わりましたので、報告に対する質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより請願第4号について討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

総務産業建設委員会に付託した請願第4号については不採択とすべきもののため、討論は請願第4号に対して最初に賛成の討論を行い、次に反対の討論を行います。

初めに、10番 松岡唯史君。

〔10番 松岡唯史君 登壇〕

○10番（松岡唯史君） 請願第4号 消費税のインボイス制度実施延期を求める請願、賛成。

そもそも消費税は、消費税法において納税義務者が事業者という規定がされているだけで、消費者が負担をするとは書かれておらず、誰が負担をするのかという規定はありません。つ

まり、消費税は消費者からの預り金ではなく、商品・サービスの対価の一部であるため、消費税では益税（事業者が消費者などから預かった税金を国や地方自治体に納付せずに事業者の利益として残ること）は存在せず、免税業者は消費税の納付を免除されていると考えられます。

その上で、政府は来年10月からインボイス制度（適格請求書保存方式）を実施しようとしておりますが、インボイスとは税務署の登録番号がついた領収書や請求書のことであります。消費税は売上げから仕入れ・経費を差し引いた付加価値、つまり利益に課税され、仕入れ・経費に含まれる消費税を差し引くことを仕入れ税額控除といいます。インボイスがないと仕入れ・経費の消費税が控除できなくなるため、インボイス制度は免税業者が消費税を納める、もしくは免税業者と取引する課税業者が免税業者の分も肩代わりして納めるかのどちらかを迫る制度であると言えます。そして、インボイスを発行しない、できない事業者は、取引から排除、値引き、廃業のいずれかを迫られることになります。

インボイス制度導入の影響は多くの国民に及び、1,000万人前後になる可能性もあると言われており、その中にはシルバー人材センターの会員まで含まれます。そして、それは本市においても例外ではなく、地域経済・地域社会の衰退につながりかねません。

私は、インボイス制度導入に反対の立場であるものの、このコロナ禍、物価高騰に苦しむ事業者、特に小規模事業者にとって大きな影響を及ぼすインボイス制度の導入を少なくとも延期してほしいということで本請願を提出されたと理解をし、本請願の採択に賛成をしますのであります。

○議長（伊藤 誠君） 次に、14番 水谷武博君。

〔14番 水谷武博君 登壇〕

○14番（水谷武博君） それでは、政和会・清流くらぶを代表して、請願第4号の消費税のインボイス制度実施延期を求める請願の反対討論を行います。

インボイス制度は、消費税が正確に納付されるということを目的としております。そして、公平な税負担の確保のためにこの制度を導入するものとされております。

インボイス制度の実施に伴って、中小事業者がインボイス制度に対応するために必要な経費の補助であったり、あるいは中小事業者の納税事務負担に配慮するという観点から、事業者による簡易課税制度の選択を可能にするといった対策を実施するとしております。

また、制度が開始された後6年間は、免税事業者など適格請求書発行事業者以外からの仕入れについても、仕入れ税額相当額の一定割合を仕入れ税額として控除を認める経過措置が設けられております。シルバー人材センターに対しても、経過措置とともに、制度移行後も安定的な事業運営を継続ができるよう、補助金の増額など必要な支援を行っていくとされております。

事業者の負担を軽減・緩和するための措置が講じられていることから、インボイス制度の実施延期をする必要はないと判断し、本請願は不採択すべきものとして取り扱うべきと考えます。

○議長（伊藤 誠君） そのほか討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

ただいまから請願第4号 消費税のインボイス制度実施延期を求める請願について採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択すべきものです。

お諮りします。請願第4号 消費税のインボイス制度実施延期を求める請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 誠君） 着座願います。

総数14名、起立3名、起立少数であります。よって、請願第4号 消費税のインボイス制度実施延期を求める請願は不採択とすることに決定しました。

ここでしばらく休憩をいたします。

（午前9時56分）

○議長（伊藤 誠君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時08分）

○議長（伊藤 誠君） ただいま里雄淳意君より副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

◎副議長辞職の件

○議長（伊藤 誠君） 追加日程第1、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、里雄淳意君の退場を求めます。

〔副議長 里雄淳意君 退場〕

○議長（伊藤 誠君） それでは、追加日程を配付いたします。

〔追加議事日程の配付〕

○議長（伊藤 誠君） お諮りします。里雄淳意君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、里雄淳意君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

里雄淳意君、入場してください。

〔5番 里雄淳意君 入場〕

○議長（伊藤 誠君） 里雄淳意君、副議長の職を辞職することを許可いたしましたので、御報告します。

では、里雄淳意君から副議長退任の挨拶をお願いいたします。壇上にてお願いします。

〔5番 里雄淳意君 登壇〕

○5番（里雄淳意君） 貴重な時間をいただきまして誠に申し訳ございません。退任に当たりまして一言御礼の御挨拶を申し上げます。

昨年10月、議員皆様の御推挙によりまして副議長に就任させていただきました。以来、微力ながら1年間、副議長の任を務めさせていただくことができました。これもひとえに伊藤議長の温かい御指導はもとより、議員の皆様、市長をはじめ職員の皆様の御理解と御協力のおかげと深く感謝申し上げます。

副議長としての1年は初めての経験であり、ただただ責任の重さを痛感する1年間でありました。そんな中、コロナ禍での事業縮小・中止等もありましたけれども、また違った貴重な経験もさせていただくこともできました。今後はこの貴重な経験を生かし、一議員として海津市の発展に向けて精進してまいる思いでございます。今後とも変わらぬ御指導・御鞭撻を心よりお願い申し上げまして、退任の御礼の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（伊藤 誠君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決定しました。

◎副議長の選挙

○議長（伊藤 誠君） 追加日程第2、副議長の選挙を行います。

選挙の方法についてお諮りします。投票によるものと指名推選によるもののどちらの方法で行ったらよろしいでしょうか。

〔「投票でお願いいたします」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） ただいま投票によるものとの発言がありました。

選挙の方法は、投票により行ってよろしいか、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、選挙は投票で行います。

議場の出入口の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（伊藤 誠君） ただいまの出席議員は15名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に1番 古川理沙君と2番 片野治樹君を指名します。

あらかじめ申し上げます。当選人の決定につきましては、法定得票数（有効投票の4分の1以上の得票数）がある者の中から最高得票者をもって当選人といたします。なお、最高得票数が同じである場合、くじで当選人を決めることになっておりますので、御承知お祈ります。

では、投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（伊藤 誠君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検してください。

〔投票箱点検〕

○議長（伊藤 誠君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人1名の氏名を記載願います。

なお、同じ姓が2人以上いる場合は、姓のみを記載した投票など、誰に投票したか不明な投票は無効ですので、申し添えます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（佐野正美君） それでは、1番 古川理沙議員、2番 片野治樹議員、3番

北村富男議員、4番 小粥努議員、5番 里雄淳意議員、6番 橋本武夫議員、7番 二ノ宮一貴議員、8番 伊藤久恵議員、9番 浅井まゆみ議員、10番 松岡唯史議員、11番 藤田敏彦議員、12番 川瀬厚美議員、13番 服部寿議員、14番 水谷武博議員。

〔投票〕

○議会事務局長（佐野正美君） 議長は最後に投票いたします。伊藤誠議員。

〔議長投票〕

○議長（伊藤 誠君） 投票漏れはありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 投票漏れはなしと認めます。

投票を終わります。

それでは開票を行います。1番 古川理沙君と2番 片野治樹君は開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（伊藤 誠君） 副議長選挙の結果を報告します。

投票総数15票、有効投票15票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、里雄淳意君12票、松岡唯史君3票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票は4票であります。よって、里雄淳意君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（伊藤 誠君） ただいま副議長に当選されました里雄淳意君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

それでは、副議長に当選されました里雄淳意君、就任の御挨拶を壇上にてお願いいたします。

〔新副議長 里雄淳意君 登壇〕

○新副議長（里雄淳意君） お許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

先ほど申合せにより辞表を提出させていただいたことではありますが、ただいま議員の皆様のお信任を賜り、引き続き副議長に選任いただきましたことを心から厚く御礼申し上げます。浅学非才の身ではありますが、伊藤議長を全力で補佐し、議員の皆様、市長をはじめ職員の皆様のお力添えをいただきながら、一生懸命副議長の任を務めさせていただきます。

今月27日には、長年検討協議されてきた議会と市民の皆様との語り合いの場として、議員と語ろう会が開催されます。開かれた議会の実現へ向け、一步一步着実に歩みが進んでいると、そのように実感しております。今後とも海津市の発展、それからさらなる議会の活性化

を念頭に精進してまいりますので、先輩議員並びに同僚議員の皆様におかれましては、今後ともなお一層の御指導・御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げまして、甚だ簡単でございますが、就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（伊藤 誠君） ありがとうございます。

ここで暫時休憩をいたします。

（午前10時26分）

○議長（伊藤 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時40分）

○議長（伊藤 誠君） お諮りします。任期満了による議会運営委員の選任につきましてを日程に追加し、追加日程第3とし、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加日程を配付いたします。

〔追加議事日程の配付〕

◎議会運営委員の選任について

○議長（伊藤 誠君） 追加日程第3、議会運営委員の選任についてを行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により指名いたします。

議長において指名いたしました議会運営委員を議会事務局長が発表します。

議会事務局長 佐野正美君。

○議会事務局長（佐野正美君） それでは、議会運営委員7名について発表させていただきます。

橋本武夫議員、松岡唯史議員、川瀬厚美議員、浅井まゆみ議員、伊藤久恵議員、里雄淳意議員、二ノ宮一貴議員。

以上でございます。

○議長（伊藤 誠君） お諮りいたします。ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました諸君を議会運営

委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

(午前 11 時 41 分)

○議長（伊藤 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 41 分)

○議長（伊藤 誠君） 休憩中に正・副委員長の互選を行いましたので、議会事務局長より御報告いたします。

議会事務局長 佐野正美君。

○議会事務局長（佐野正美君） それでは、発表させていただきます。

総務産業建設委員会委員長に二ノ宮一貴議員、副委員長に北村富男議員。

文教福祉委員会委員長に伊藤久恵議員、副委員長に古川理沙議員。

議会運営委員会委員長に橋本武夫議員、副委員長に松岡唯史議員。

以上でございます。

○議長（伊藤 誠君） 続きましてお諮りします。南濃衛生施設利用事務組合議会議員、川瀬厚美君、橋本武夫君、松岡唯史君の当組合議員の辞職に伴う南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第4とし、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行うことに決定しました。

◎南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙

○議長（伊藤 誠君） 追加日程第4、南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。この指名の方法は、議長が指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、指名の方法は議長が指名することに決定しました。

では、南濃衛生施設利用事務組合議会議員に藤田敏彦議員、里雄淳意議員、小粥努議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました諸君を南濃衛生施設利用事務組合議会議員の当選人と決めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました藤田敏彦議員、里雄淳意議員、小粥努議員が南濃衛生施設利用事務組合議会議員に当選されました。

ただいま南濃衛生施設利用事務組合議会議員に当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎閉会の宣告

○議長（伊藤 誠君） 以上をもちまして本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和4年海津市議会第3回定例会を閉会いたします。皆様、御苦労さまでございました。

（午前11時45分）

上記会議録を証するため下記署名する。

令和4年12月9日

議 長 伊 藤 誠

署 名 議 員 浅 井 まゆみ

署 名 議 員 松 岡 唯 史